

炭酸パック化粧品事件の知財高裁大合議判決の概要と 今後の知財実務に与える影響

2019年7月25日(木) 14:00~16:30 (13:30 受付開始) 中之島インテス 10階会議室

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊所で原告(特許権者)の代理人をさせていただいた炭酸パック化粧品の発明(発明の名称:二酸化炭素含有粘性組成物)に関する特許権侵害事件(知財高裁平成30年(ネ)第10063号)に関し、本年6月7日に知財高裁大合議の判決が出され、約1億4000万円の損害賠償が認められました。

この事件は、2005年に知財高裁が設置されて以降、13件目の大合議判決ですが、特許法102条2項に基づく損害賠償額における利益額の意義、推定覆滅事由の判断基準、特許法102条3項の実施料相当額の算定手法に関する知財高裁が統一した見解が示された重要判決です。知的財産権侵害訴訟における損害賠償額の算定手法に関しては、本年5月10日に成立した改正特許法でも新たな規定が設けられましたが、今後の知的財産権侵害訴訟における損害賠償額を検討する上では、今回の大合議判決と改正特許法を十分に理解しておくことが必要になります。

本セミナーでは、本事件の代理人・補佐人を務めた山田威一郎弁護士・弁理士、迫田恭子弁理士から、本判決の概要と実務上の意義をご説明させていただくほか、炭酸パック化粧品の発明の概要、権利化までの手続や分割出願等の出願戦略、無効審判の対応、侵害訴訟の訴訟戦略等についてもできる限りご説明させていただきます。

謹白

セミナーのお申込みについて

【開催日・申込締切日】

2019年7月25日(木) / 2019年7月18日(木) 申込締切

【セミナー申込方法】

別紙下段の申込書に必要事項をご記入の上、レクシア特許法律事務所宛に FAX にてご返信ください。**弊所の受信に代えて、受付完了といたします。**参加者欄が足りない場合は、適宜別紙にご記入の上、あわせてお送りください。なお、1社あたりの参加者の限定数はございません。但し、定員超過にいたった際は、大変恐縮ながら締切日を待たずにお断りする場合がございますことを、あらかじめご了承ください。

【会場案内】

セミナー会場：中之島インテス 10階 101 会議室 (定員 80 名)

【アクセス】

- ・京阪中之島線「中之島駅」から徒歩約3分
- ・地下鉄中央線又は千日前線「阿波座駅」から徒歩約10分

<http://www.lexia-ip.jp/access.html>

【参加料】 無料(企業の知財関係者対象)

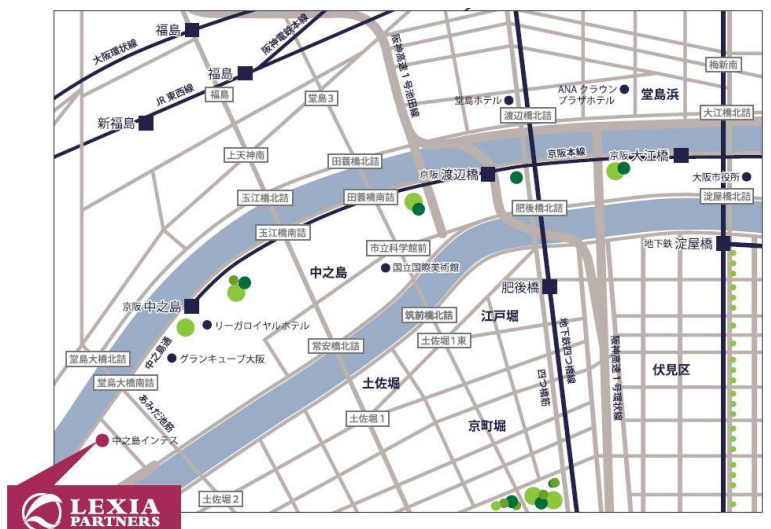
【お問合せ】

レクシア特許法律事務所(法律部門)

TEL: 06-4256-8135 FAX: 06-4256-8136

〒530-0005 大阪市北区中之島 6-2-40

中之島インテス 21 階



炭酸パック化粧品事件の知財高裁大合議判決の概要と

今後の知財実務に与える影響

2019年7月25日(木) 13:30~16:30 中之島インテス 10階会議室

<スケジュールとセミナー内容>

時間	内容(予定)	講師
13:30	受付開始(お名刺を頂戴致します)	
14:00-16:30 (途中休憩 15分)	炭酸パック化粧料の特許権侵害事件の全体像 <ul style="list-style-type: none"> 炭酸パック化粧料の発明の概要 権利化までの手続と分割出願対応 無効審判対応 関連侵害訴訟2件の概要と訴訟戦術 本訴訟の概要と訴訟戦術 	弁護士・弁理士 山田 威一郎 弁理士 迫田 恭子
	知財高裁大合議判決の概要と実務上の意義 <ul style="list-style-type: none"> 知財高裁大合議判決の概要 特許法102条2項の損害賠償額の算定手法 特許法102条3項の損害賠償額の算定手法 令和元年改正特許法の概要 	弁護士・弁理士 山田 威一郎

レクシア特許法律事務所 行き

このまま FAX にてご返信ください

FAX : 06-4256-8136

< 第 49 回 LEXIA 知財セミナー 参加申込書 >

会社名		紹介者	「ご紹介を受けられた場合にのみご記入下さい」
住所	〒		
T E L		F A X	
参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]	参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]
参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]	参加者	[氏名] [部署名] [役職] [e-mail]